

# 建設水道常任委員会会議録

平成13年12月11日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎中西 和夫           ○中川 靖広

浅井 正八           吉川 勝義           小野議長

欠席委員 森河 昌之

## 2. 理事者出席者

町 長 小城 利重      助 役 芳村 是

収入 役 中野 秀樹   総務部長 植村 哲男

都市建設部長 鍵田 徳光   建設課長 堤 和雄

建設課長補佐 今西 弘至   同課長補佐 九十九敬三

観光産業課長 杉本 正二   同課長補佐 吉村 三郎

都市整備課長 藤本 宗司   同課長補佐 藤川 岳志

同課長補佐 井上 貴至   上下水道部長 辻 善次

上水道課長 御宮知恒夫   同課長補佐 辻本 邦好

下水道課長 田口 好夫   下水道課長補佐 谷口 裕司

## 3. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子   同係長 上埜 幸弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長

開会（午前9時00分）

森河委員から急務のため、欠席の通知をいただいております。

ただ今から、建設水道常任委員会を開会いたします。

始めに町長のあいさつをお受けいたします。

町長

（あいさつ）

委員長

まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、浅井委員、吉川委員のお二人を指名いたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

はじめに、委員会付託案件から審査することとします。

まず、議案第36号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

上水道課  
長

（議案書朗読、要旨により説明）

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（質疑なし）

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第36号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、当

委員会として、満場一致で可決するものと決しました。

次に、議案第41号 平成13年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

下水道課長 （議案書朗読、補正予算書により説明）

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第41号 平成13年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、当委員会として、満場一致で可決するものと決しました。

次に、議案第43号 平成13年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

上水道課長 （議案書朗読、補正予算書により説明）

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第43号 平成13年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)については、当委員会として、満場一致で可決するものと決しました。

次に、認定第12号 町道認定についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

建設課長 (議案書朗読、附属資料により説明)

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員 認定については依存はないわけですが、現在までもそうですけれども、町道認定されている中でまだ私有地が残っているところがありますね。特にこの今認定されようとしているところは全部寄付採納とかそういう手続きは終わっているのか、教えていただきたい。できれば現在町道認定されている中で、私有地が残っているところは把握されているのかどうか。

建設課長 この6路線について私有地が残っているのかということでございますが、この6路線につきましては、開発また位置指定等によりまして今日まで来ておりましたが、底地の関係につきましては寄付をいただいた後の認定でありますので、私有地については残っていない状況です。また町道認定についての路線のうち未登記という関係ですが、これにつきましては以前から作業を進めておりますが、まだ残っている

部分が数多くあります。これにつきましても、出来るものについては計画的に地権者の方と交渉しながら進めている状況です。

議 長 整理番号3の表示の仕方なのですが、五百井1丁目3番5先から興留1丁目3番14先というように出されているのですが、同じ地番で興留1丁目と五百井1丁目に入るのか確認させてください。

建設課長 整理番号3の関係で起終点の関係についてご質問いただいています。この起終点につきましては、まず北よりの関係について興留という番地の届けがございます。これについてはイツボ川の、現在水路、河川がございます。この河川につきましては一部昔の関係で西の方へ振っておって、その更正が以前にしたところがございます。そういったことでその番地につきましては起点の部分については興留の所在という形になっております。その辺は確認いたしております。またこの河川の終点の方であります、この区域については興留1丁目地内という形ですので、五百井1丁目という形につきましては、そういう以前に河川の付替え等の作業をした経緯もございまして、そこらを十分確認いたしまして、一定の工事をさせていただいているところであります。

議 長 イツボ川が拡幅になってそのイツボ川全体が五百井1丁目、イツボ川の東側が興留1丁目という住居表示がされたためにこのようになっていると理解してよろしいですね。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり認定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

異議なしと認めます。よって、認定第12号 町道認定については、当委員会として、満場一致で認定するものと決しました。

続きまして、継続審査について審査することといたします。

公共下水道事業に関することについてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

下水道課  
長

公共下水道事業に関する事についてであります。まず、流域下水道事業の11月末時点の進捗状況であります。竜田川幹線管渠第3号工事「稲葉車瀬の発進基地から割烹まつおかまで」は、本体工事が完了し仮設工事の撤去及び片付けが行われております。次に竜田川幹線管渠第2号工事、「西安堵から割烹まつおかまで」工事延長1,404mにつきましては、割烹松岡前の立抗に到達しており、進捗率75%となっております。また、中継ポンプ場築造工事の、鉄筋コンクリート造りの基礎の鉄筋工に着手しており約43%の進捗率となっております。

次に公共下水道の進捗状況についてであります。まず、服部2丁目地内の公共下水道事業第13処理分区第8-2(株)清水組建設斑鳩営業所及び第8-3工区(株)二隆建設は、11月30日に工事が完了しております。次に、歴史的環境整備街路事業であります門前の工事番号公共3号は、(株)青山組と9月25日に契約し、現在北側から本体工事を順調に行なっております。また、服部2丁目地内の工事番号公共4号の宮崎建設(株)と、服部2丁目の公共5号の(株)青山組、国道を横断する公共6号の(株)二隆建設及び県道の歩道に埋設する公共7号の(株)清水組建設斑鳩営業所においては、来年3月15日を竣工日として、準備工を進めているところであります。

次に、法隆寺一丁目・二丁目地内の測量設計委託業務であります。内外エンジニアリング(株)において、来年2月28日を竣工日として進めているところであります。

なお、年末年始の交通安全を確保する為に、例年どおり12月25日から1月10日までは、道路に関する工事は施工しない事から町と

して最終の現場の安全確認を行う事としています。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員 この前の11月21日の委員会で稲葉と小吉田の間にあります県営のことについて相談させてもらったときに、14年9月にあそこの地点から西の方に工事をやるということなのですが、これはもう少し早くやってもらえないのですか。聞きますと他の方は全部発注されるようですので、あそこだけが一番遅くなるように聞きましたが。

上下水道  
部長 県の下水道課長と協議する中で、14年の9月ではしんどいということを知っています。12月ぐらいになると言っておられます。これにつきましても、今の2次復工の発注が当初年内に予定しておりましたが、1月に入札がずれ込むということで、今日までいろいろ経緯があって、このようなことから若干遅れているということです。来年度の発注予定ですが、今残っているのは4号、6号、8号の3工区が残っています。これについても9月議会で難しい、12月の議会になるであろうということを申されております。我々としてもできるだけ早く発注していただくように働きかけますけれど、議会とかの関係もあって12月議会になるであろうとの回答であります。できるだけ早くしていただけるよう要望してまいりたいと思っております。

吉川委員 議会の関係でなぜ遅れるのか。

上下水道  
部長 議会の議決事項の関係があり、一般競争入札という絡みの中で、12月議会の時期になるということだけご理解願いたいと思う。

吉川委員 部長も県へ頼んでいるということですので、できたら9月議会でやってもらえるようお願いしておきます。

委員長	<p>これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>本件については説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。</p> <p>続いて、各課所管に関することについて報告を受けてまいります。</p> <p>初めに、議案第38号 平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてのうち、当委員会所管に属するものについて、説明を求めます。</p>
観光産業課長	（観光産業課所管に係る補正予算の説明）
建設課長	（建設課所管に係る補正予算の説明）
都市整備課長	（都市整備課所管に係る補正予算の説明）
委員長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
吉川委員	<p>都市計画関係で努力はしていただいたと思うのですが、歴史的地区環境整備事業が予算減額になっています。町長助役に聞きたいのですが、今都市計画課、事業はちゃんとやってともらわないといけないし、前にもそのことは提案しているわけなんです。法隆寺線、パークウェイ、駅前整備、いろいろな事業があって、実際に今の人員でやっていけるのかどうか。それが原因で予算の減になったとは思っていないのですが、ずっと見る中で大変な事業だと思います。特にこれから事業量が増大すると思う。その中で今の体制、人員でやっていけるのかどうか、どうお考えになっているか聞いておきたいと思う。</p>
助 役	<p>都市整備課、本町の職員は非常に優秀な者が多いわけでございまして、そういう能力の持った職員が都市基盤整備について職務を遂行し</p>

ていると思っております。吉川委員がおっしゃるように、現在の社会の状況を見てまいりますと、人数で仕事をしていく時代ではないのではないかと思っております。この複雑多様化する町民に対して的確に物事を解決していく、また質問に対して答えていく能力が必要ではないかと思うように思っております。現在職員はそういう能力を持って対応していただいているわけございまして、それぞれ都市整備課の職員については一人一人が責任をもって自分に与えられた職務を遂行していただいております。そういうことから考えますと、今の人員で十分やっていけるということは思わないものの、対応できるのではないかと考えておるわけでございます。吉川委員がご心配していることはよく分かるのですが、我々としては先ほど申し上げましたように住民の多様な要望に的確に答えていく能力をさらに資質向上しながら、職員が自ら見識を高めながら取り組んでいるものと思っております。

何れにいたしましても今後非常に多くの事業が都市整備課に係ってくるだろうとおもいます。しかし、全てが都市整備課のセクションの範囲であっても、他のセクションが応援するということがこれから必要だろうと思えます。現在の町の職員の適正計画は250名と定めております。そういう流れもございまして、その中で全てが意識改革しながら協力しあってやっていくということにしてまいりたいと考えておりますので、いろいろご心配をしていただいている中にもご協力お願いしたいと思えます。

町 長

この都市整備課のスタッフは、いかるがパークウェイとか法隆寺線、あるいは駅前等の関係などたくさんございます。私は時々都市整備課で話をするのですが、みんなが与えられた仕事、これを的確にこなしていくことが大事であろうと思う。一番の問題は用地の交渉あるいはそういういろんな関係の難しい問題、相手方の交渉が長期にわたる場合もあるし、短期で終わる場合もある。そこは職員の健康管理もありますから、絶えずそういうことを踏まえながら心配をしているわけです。吉川委員がご指摘に今助役が答弁しましたように、今のスタッフ

がこれで進めるということでは私も考えておらないわけでございまして、そういうことの中で250名という人員の中でどうこの人事について考えていくかという問題になりますが、そこらは来年度の異動の関係等を踏まえる中で都市整備課の関係については力を入れてまいりたいという気持ちは十分に持っております。

吉川委員 町長や助役さんが言ってもらったように、職員の努力については感謝しておりますし、私が心配するのは事業が多く、また大きな事業でもあり、私は仮に同意いただいたら、大滝ダムについても33年間も掛かって同意を求めてきているわけですね。そこには職員の並々ならぬ努力があったと思う。助役さんがおっしゃった中で反論するのではないですが、やっぱりそういう用地交渉とか話し合いは同じ方が行ってもらわないと、仮に替わった人が来られたら前の説明もせんないかんし、100%前のことを言っても、違ったことを言われたらまた時間が掛かりますし、できますれば用地交渉なんかは相手あることですし、相手方の意向を察して交渉に行ってもらうことが大事ですので、その点では、ある程度の人員を増やして余裕を持った交渉をやってもらわないと。特に今はみなさんに同意を取り付けるのが一番大事だと思う。何も都市整備課だけと違うと思う。特にこれから地方分権の時代ですし、職員の方も大変だと思う。やっぱりその事業をやっているところへ職員を集中してやってもらう、特に斑鳩町は都市基盤が遅れておりますので、ある程度そこへ現在は集中してもらう、またこちらへ集中するという方法で是非考えてもらいたいということをお願いしておきます。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

議案第38号 平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてのうち、当委員会所管に属するものについては、当委員会として了承することとしてよろしいですか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、本件については当委員会としてこれを了承することといたします。

次に、町営住宅建設についての報告を求めます。

建設課長 先の委員会で進捗状況についても報告いたしましたが、それから後の経過につきまして報告いたします。

まず、旧水道第2浄水場施設解体工事についての進捗状況であります。浄水場内については、解体撤去、整地まで完了し、現在、隣接8軒の事後の家屋調査12月11日から12月16日にかけて実施する予定であります。また、工事完了に伴う土地開発基金からの用地については、年末までに用地買収を行って行きたいと考えております。

次に、住宅建設にかかる実施設計についてであります。11月22日に9社による指名競争入札を執行した結果、最低入札者と話し合い、内藤建築事務所と随意契約したところであります。契約日は平成13年11月26日でございます。契約金額は、10,500千円、委託期間は平成13年11月26日から平成14年3月26日であります。今回の住宅建設については、今までの迫手団地2、長田団地につきましては、一般向け対応として、4DK、3DKの間取りを設定しておりましたが、今回の計画は、主として高齢者、身体障害者等に対応できるものとして、間取りについては、2DK、3DKを取り入れ、また、附帯施設としては、集会所、児童公園、駐車場、自転車置場等について配置計画の検討をしてみたいと考えております。今後、実施設計の進捗状況については、本委員会にもご相談しながら進めてまいりたいと考えておりますと共に、隣接自治会に対し、配置計画等ができた段階で説明会を開催し、ご意見を伺いながら、ご理解を得るべく努めてまいりたいと考えております。

委員長 報告のあったことについて、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 質疑を集結いたします。なお、この町営住宅建てかえについては、今後も引き続き審査を要するものと委員長は判断をいたしますので、後ほど閉会中の継続審査案件の手続きをとりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、第1浄水場の整備についての報告を求めます。

上水道課 第1浄水場の整備であります。現施設を稼働しながらの作業工程のため、中央監視設備及び電気設備の仮設切替調査、配水管切替による掘削、仮設用電気盤製作等の作業を行っており、年内中におけます作業につきましては、場内の仮囲い及び周辺の伐採、旧県水配水池、北部送水への配管切替準備、残土一時置き場及び資材置き場等の仮設工事を行う予定であります。年明け早々からは、北部配水池の撤去に伴う配水管切替工事と取り壊しを行い、生物接触ろ過池への着工をしてまいりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 報告のあったことについて、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 次に、道路整備5か年計画について報告を求めます。

建設課長 道路5か年計画路線の進捗状況及び追加路線の取り組みについてご報告させていただきます。

まず、平成11年度～15年度の道路整備5ヶ年計画路線として取組んでおります路線の進捗状況についてであります。6月12日の当委員会でご報告させていただいておりますが、約半年間を経過しておりますので、この間に進展がないところもございますが、ご了承の方宜しくお

願ひ致します。

お手元に配布させて頂いております資料1の管内図に基づき今年度末までの工事予定も含めまして、各路線毎に簡単にご説明をさせていただきます。

この中で○印の1番から13番までの路線については当初計画いたしました13路線でございます。

1番の町道205号線でございますが、本路線は平成12年度から着手しており、平成13年年といたしましては11月28日入札を執行致しました結果については、落札者(有)清水土木で、請負額が24,832,500円で、工期につきましては、平成13年11月30日～平成14年3月25日であります。この部分が完了することにより、全体の整備率は27%程度となります。

次に2番のいかるが溜池線でございますが、3番町道250号線(三井・三井新田線)につきましても、工事が完了した路線となっております。

次に4番の岡本循環道路でございますが、この路線につきましては、その後進展しておらない状況であります。これについても今後地元と調整しながら進めていきたいと考えています。

次に、5番の町道265号線(法隆寺北2丁目)でございますが、この路線も11月28日入札を執行致しました。落札者が山下建設で、請負額につきましては11,970,000円でございます。工期につきましては平成13年11月30日～平成14年3月25日であります。この部分が完了することにより全体の整備率は70%程度となります。

次に、6番の町道490号線(興留1丁目)も、事業が完了致しております。

次に、7番の町道417号線でございますが、現在この路線につきましては進展なく整備率は50%という状況となっております。

次に、8番の町道138号線と、その南側路線(法隆寺西2丁目)でございますが、南側路線の青色部分の延長95mを12月10日に入札を行ったところでございますが、結果といたしまして、落札者が奥野興業造園土木であります。請負額が13,755,000円、工期につきましては平成13年12月11日～平成14年3月25日間でございます。この部分が完了することにより

全体の整備率は23%程度となります。

次に、9番の町道152号線につきましては、その後、隣接する方ともお会いし、話し合い等を行ってまいりまして、返事等をお聞かせ願うところとなっておりましたが、現在のところ連絡が取れていない状況であります。

次に、10番の町道472号線並びに、国道25号線からの南北線ではありますが、昨年実施しておりますところで、整備率32%程度であります。今年度と致しましては、町道472号線の東方向町道446号線の取付けまでの間について考えておりますが、現在用地交渉等を行っているところであります。

次に、11番の北庄線ですが、この路線につきましても、進展がしておらない状況であります。

次に、12番の龍田南線ではありますが、現在まで地元関係者に対しまして拡幅計画についての概略説明をさせて頂き、併せて用地協力のお願も行っておりましたが、地元関係者から一部ルートについての変更ということをお聞きしました。このことにつきましては東西線部分を北側へということがございます。調整の結果、当初計画より北側にルート変更致しております。ご了承の方よろしくお願いたします。年度内には一部分の境界の立会を行うべく現在調整致しているところでございます。

次に、13番の町道437号線ではありますが、昨年度までJR踏切りから、三代川間の改良を行って参りましたが、現在この路線について先日も自治会長とお話しいたしまして、年明けに目安地区の役員方とも事業概要等の説明を行うべく資料作成を行っております。

以上が道路整備5ヶ年計画路線についての進捗状況であります。

つづきまして、追加路線ではありますが、このことにつきましては、平成10年度までは道路整備3ヶ年計画として進めておりましたが、予算的に試算等致しましたところ3ヶ年での整備が難しい状況であり、平成11年度から道路整備5ヶ年計画といたしまして、この間中か年におきます中でご要望等があれば、追加していくということで取り入れたもの

であります。

まず1点目のアの路線であります。東小学校北線ですが、本路線につきましては、6m計画路線の町道301号線の整備に絡み、平成11年度より休止と致しておりましたが、最近利用者も増加しているとのことで、地域の関係者から再度整備を進めてほしいと伺っているところでもありますので、本計画について、計画延長はL=180mで、幅員は4mの計画をしているところでもあります。町と致しましても町道301号線の狭隘部分の改良を進めるべく、用地・建物等の移転に伴いまして交渉を行って参りましたが、最終的には建物移転に伴いまして所有者より時期的に見合わせてほしいとの結論であったことから、隣接農地の方々のご意見も、協力はするが全体がまとまれば話に乗るとのことでありましたので、平成12年より各関係者ともお会いしておらないといったところでございます。

次に、2つ目として阿波2丁目地内のイの路線ですが、狭隘な道路である事から歩行者・車両の通行確保のため、地域からの要望もあったことにより、町としては周辺の立地条件を考えると、県道夫理・斑鳩線に通じる道路が狭く、必要と判断し計画したところでもあります。延長はL=180mで、幅員は4mであります。

次に、3つ目はウの路線ですが、パークウェイの400m区間と関連と致しまして地元よりの要望路線であります。各関係機関及び、地元とも調整を取りながら事業化を計りたく思っております。計画延長はL=220mで、幅員は4mであります。

次に、4つ目はエの路線ですが、町道407号線(三代川右岸道路)ですが、平成12年度実施致しました緊急経済対策事業での橋梁架設に伴い取り合いとして、6.5mの幅員で整備を行ってきたところでございますが、近年通過車両の増加等の理由から服部川合流地点付近までの整備ということで、地元より要望を頂いております。計画延長はL=450mで、幅員は6.5mの2車線であります。

次に、5つ目のオの路線ですが、町道503号線の昭和橋から竜田川合流付近の間でございます。本路線につきましては当委員会でも

ご承知のとおり、民地内にガス・水道管の埋設がされているといった中で、地元と移設等に伴いまして協議をしてきたところでございます。また河川管理者とも協議をいたしまして、道路整備を進めるべく計画をしております。計画延長は850mで、幅員は6.5mということで、2mの歩道を設置いたしたく考えております。

以上の5路線を新たに追加予定をいたしまして、平成11年度から15年度の残りの10路線と併せまして、15路線の整備に取り組みたいと考えておりますのでご審議いただきますようお願いいたします。

なお、平成11年度～15年度の5ケ年を基本と考えておりますことから、全体路線の一覧表の作成につきましては、最終年度である15年度の見直し時期に調整を行い、ご報告致したく思っておりますので宜しくお願い致します。

委員長 報告のあったことについて、質疑をお受けいたします。

吉川委員 9番、11番、12番について進んでいない。努力はしてくださっていると思うのですが、見通しとして計画内にやれるのかどうかお聞かせ願いたい。

それと、幸前高安とか補償関係の工事はこの中に入っていないということですね。地元から言われた場合にはこれでやっていただけるのですね。

建設課長 この中で9番につきましては、一部用地も交渉させていただきました。その中で事業に対する説明もさせていただきました。特に地元の方と説明もするべく日程の調整をさせていただいておりますが、その方とお会いするという形ですが、今現在なっていない状況で、その方とは7月またそれ以降連絡もさせていただいておりますが、なかなかお会いできないという状況でございます。

それと、11番の路線につきましては、以前から地元へ赴きましていろいろ代表者の方との協議をしてまいりました。12年度の初め頃

にお会いした中で、その方は高齢でなかなかお話をしていただけない。他の方をお願いしてほしいということもございまして、そういったことでご地元の協力をお願いしたいということですが、なかなか事業化していないのが実情です。

1 2 番につきましては、説明の中でも言うておりますが、現在関係者の方とお会いし、立ち会いも予定いたしております。そういった関係で事業のご協力のお願いもしてきたところでもあります。そういった中で今後この1 2 番については立ち会い等を行いまして事業化に進めてまいりたいと考えております。

幸前高安地区の補償関係の事業はないかということではありますが、今現在補償の工事については5 か年の中に上げてございませぬ。また補償関係については建設課にかかる補償は聞いておりませぬ。

吉川委員 高安の方で現在5 か年計画以外でも道路計画はないのですか。

助 役 高安の場合は農道の拡張の札を予定しております。

吉川委員 特に高安幸前地区の関係については、もうじき1 0 年が経ちますのであれだけ施設へ投資してこの1 0 年で終わりということでは困りますので、それは誠意さえ持ってたてておいたら分かってもらえると思いますので、やはり心の問題だと思います。是非とも前向きに対応してもらえることを要望しておきます。

もう1 点、小吉田地区の説明を受けた南側なんです、これは小吉田からちょうど1 年以上になりますが、町長室に寄せてもらって要望をされました。その問題については話し合いが終わっているのかどうか。またパークウェイの4 0 0 mモデル区間に対して国でやっていただけたところと町でやられるところがあると思います。その件についても小吉田とは完全に話がついているのかどうか、了解はしていただいているのか。

都市整備  
課長

これから協議をしなければ行けない部分も当然出てくると思いますが、というのは水路関係については国の方でやっていただくということで、今現在地元と話をし、国も行って調整をしていただいています。今委員の申されている小吉田住宅の西側、この部分につきましては地元の方に来ていただいて以前から土地改良事業をお願いするということが、今委員の申されている小吉田住宅の西側、この部分につきましては地元の負担も考えてもらってやっていきたいと思います。400m区間の話の以後もそういう話で進めてきておきまして、今最終の土地改良事業でやっていくかどうかという地元の調整は出来ていないということがありますので、その辺については協議をしていかなければならない部分が残っています。後の部分については国等で対応をしていくということで答えておりますので、ご了解を願っているとこのように思っております。

吉川委員

そういう答弁はしてほしくなかったのですが、ただ要望されてもやっぱり町も出来ないところはあると思います。だからこういうことで無理だという話をきちっとしておかないと、話が食い違ったら困るので、是非ともはっきり話し合いだけはしていただきたいと思う。

議 長

まず9番の路線については、先日課長と補佐がおいでになって、他の路線のことで2番町の地元の説明会をされていた中で、150号線浄慶寺から西側へ行く道については確か住民からいつ頃かかってくるのかという話もあったと思うのです。課長は今ないというようなことを言っておられたし、この説明会の時にこういうことも聞かれるということも考えてしっかりとした認識を持ってもらいたいと思う。

それと、新しい路線の中のウなんですが、以前にあったあゆみの家の南側、それと東へ行って小吉田の墓があるその路線が復活するのかなと思っていたのですが、当時その路線のことについて小吉田地区から言われて行ったことがあるのですが、その道路のことでいろいろ話の中で、小吉田地区の人が墓に参るのに、昔からの慣習で循環というかそういうのもあるから、あゆみの家の南側の道路、これは町道で

はないのですが、町道を結ぶということで3か年計画に入っていたのですが、法隆寺線が進んでいく中で一端中止ということになっておりますが、それが復活するということを思っていたのですが、そういう希望、要望はなかったのかお聞かせください。

それとエについては、この路線の関係については登記面で四苦八苦するというのが目に見えていると思うのです。三代川のことについても完了していないと思うのです。それらのこともありますので、それらを早急に5か年計画の中に入れてもらうことには異論はないのですが、そちらの方を先にしなければ出来ないという結果になってくるのではないかと心配していますので、どのような格好でやるのか教えてください。

都市整備  
課長

あゆみの家の前のございですが、地元の方とパークウェイについて協議させていただく中で、あゆみの家の話も以前にありましたから、そういう話も出ておりました。最終的に地元が全体で調整する中で、今あゆみの家についてはやってほしいという方、現状でそういうまとまりがついていないということで、今回はこの要望の中には出ておらないという状況になっています。

建設課長

まず、エの分の関係ですが、これについては地域からの要望ということで、我々もご指摘のこの登記面の関係についての混乱しているという形のもの承知しております。そういったことで、混乱地域の整備も必要かと思えますし、出来る範囲事業化となればそういったことも合わせて進めてまいりたいと考えています。

それと、9番の関係でご指摘いただきました。これにつきましてはこれにつきましては説明の中で一定の要望をいただきました。そういった中で9番は150号線と155号線という路線の位置になっておりますが、そういったことも合わせて対応していきたいと考えております。

議 長

エの方は当然他の協議も入れてもらってやっていってもらわないといけないと思う。来年度登記面で直すということは時間がかかりますので、まずそちらの方をしっかりとってもらわなかったら、実際に本体をやるときに出来なくなってくると思いますので、その点十分気を付けてもらいたい。

それと、あゆみの家の南側の公衆道路なんですけど、それについてはパークウェイの事業化になってくるということで凍結という形になったと思うのです。要望はあるかないかということではなくて、最初以前3か年計画に取り入れられた理由として、公道公道を結ぶ道路として現況測量までやった経緯があるのです。だからそれらについて復活が必要な道路なんだと、小吉田の地域の墓もあることだし、そしたらウについては地元要望ということですが、これは元々全部が里道町道として西側にこうして巻いてあるのか、どうも水路かなんかがあるだけで町道ではなかったように思うのだけれど、このようにあゆみの家に上るところへ巻いてある道路なのか、結んでいく道路なのかどちらなんですか。

建設課長

エの関係なんですけど、本路線につきましては町道401号線、これから469号線ということで南北線があります。合わせて東西線につきましては485号線ということで、東西線の東側のところからあゆみの家に行く町道を超えて約70m程度そこまでが里道町道ということで485号線という形になっています。

吉川委員

あゆみの家の西側の道路から農協へ通ずる道路がありますね。それがあゆみの家から北の方から向こうは通れないような状態になっている。実際今町長は議会でも、やさしい町づくりと言ってもらっている中で、私は周囲の道の環境づくりを合わせて考えてもらいたい。現在龍田から行こうとすればくるっと回ってこないと行けないわけです。車では絶対通れないわけです。できましたらあそこについてもすぐには言いませんが考えてもらいたいと思います。今後計画があるとき

には考えてもらいことを要望しておきます。

委員長 以上、これら各課所管に関する件についても、報告を受け、了承をしたということで終わっておきます。

次に、その他について、各委員から何か意見質疑等があればお受けいたします。

浅井委員 2, 3おたずねしたいと思いますが、あくまで旧の道路があつてそれがセットバックして1 m超えた中で、その場合、それが寄付でもないし町の開発したものでもない。だから舗装しないで放つてあるという場合は、町道でなかったら舗装はしないということですか。

建設課長 場所的な関係と状況がわかりにくいのですが、一つは業者が開発で位置を後退するということがありますし、また各戸においても住宅の立て替え等によりまして後退することもございます。そういったことについてはセットバックの関係で2 mほどの後退が必要になることがあります。その分の舗装の関係ですが、舗装については個人名義が主になってこようかと思えます。あと舗装の関係については、個人さんの土地利用等による関係でございますので、町としては個人の関係についてはそういった舗装をするという形のものはないという状況であります。

浅井委員 課長が言われるのは分かるのですが、道路が狭いから家を建て替えてセットバックすると、そうしたら旧の道路は3 mであつて、セットバックする場合はセンターからもう1 mバックしなければなりませんね。その分を私バックしたからと言って放つてあると、ですからセットバックしたからこの道は地道だと、今も言われるように底地はその人の土地であつて、業者であれば条件によってやってくれる場合がありますが、こういう場合町は何もしてくれない、舗装もしてくれない、これからバックせんとことという人もおられる。その点自主的にや

られるところは町でやってほしいと思います。

建設課長　これは建築基準法によります中心から2 mの後退というときに、個人地が出てくるということですが、こういった中で今日までの経緯の中で今委員が申されるように道路としての舗装の要望という形であります。また一方一部では個人地であるからそのままの状態にしておくという方もございますので、なかなかそういったことの整備につきましては、個人の事情によって出てくる問題でもありますし、我々としてはこの関係につきましてはこういったことで、個人負担で願いますという形になるということです。

浅井委員　出来るのか出来ないのかはっきりしてほしいと感じますが、もう1点聞かせてほしいのは、私の家の前にマンションが建ちます。これは分譲マンションであって、旧工場ということで建築確認がクリアされていると、町として地元協議がどうであるか。2回地元説明がございました。半分以上は安堵町の人です。だから皆さんに協力してほしいと思っても安堵町の人が多いです。斑鳩町の人であれば町の事情も分かって理解もしてもらえるけれど、半数以上が安堵町であって大変理解に困ると、今のこの件で業者さんは排水面でかなり苦労されています。私とこは条件を出したけれどもまだ話がついておりませんが、これははっきり言って起工式が終わっています。町の指導があるのか、いや町は法的にクリアできているから町は知らんという判断で、どういう町は業者との協議でどういう条件を出されているのかお聞かせください。

都市整備課長　阪井パイプ跡地のマンション計画については、開発にかからないということで、今建築確認を取りながら進められるということになるわけですが、町の開発指導要綱の中では共同住宅ということで要項に基づいた形で地元の説明会等を行っていただいて、その報告をしていただくことになっております。事前協議の書類は出されてきてきたと

思うのですが、その中で地元の方からもその説明会等、起工式の話とかその辺について、説明会がないとか起工式を先やるとか、そういうことで聞かさせていただいて、聞かせていただいたことについては、すぐに説明会とか起工式が逆になっていると言っている方のご理解を得る中で事業を進めるということにしてもらわないと事業そのものもやりにくくなると違うのですかと、はっきりと業者に説明をして、ご了解を持った中で進めるようにと指導をさせていただいております。そうしたことで事業に対してそこまで止めるというような形にはならないと思いますが、住民の方からいろいろご意見、苦情があればその都度対応していくと、このように思っております。

浅井委員 役場はこの件については、マンションを建てられますよと言うのか、やっぱり地元と協議してもらわないと困ると言うのか、どちらか返事してもらえますか。

都市整備課長 当然事前協議が出てきますと、地元協議をきちっと詰めてくださいということは十分指導しているわけですから、それによって地元にどのような対応をしているかということについてはきちっと把握は出来ませんが、都度指導はさせてもらっていると、それでまた地元の方から申し出があれば、これもきちっと施工業者に伝えているということですので、何も住民から聞いた内容について放置をしてそのままにしているということはありませんので、言われたらすぐにすると、それがどこまで業者が動いてくれるかというところではありますが、指導は徹底させてもらっているということでご理解願いたいと思います。

浅井委員 課長が言われたとおりだと思いますが、以前のこぼちは下請けに出して相当騒音からほこりも出ました。今度施行される業者は地元の方でちゃんとやっていただけたと思いますが、前は相当苦情が出たのです。どんどん大型が入って、あそこは大型は進入禁止ですわ。このマンションは来年5月に完成で7月から分譲するということですので、

双方に譲り合って通ってもらわないと困ると、そのようにしてほしいと説明会でもお願いしましたが、今はどういうやり方で許可下ろすのか知りませんが、吉中までは大型が入る。一番の難点は下水をどこへ流すか、安堵町の水をどこへ受けるかということで揉めている。地元の要望は業者へ言っていただいて、業者へは適切な指導をしていただければよいお願いをしておきます。

町 長

浅井議員のご指摘のように事前協議等や説明会がありますから、開発業者、設計業者等が出席されておりますから、そこでの確に要望事項等を出して、そういう関係等についてどこまで歩み寄れるのかということをやっていないと、ただ起工式を先にしたという問題よりもそこでちゃんと行っていくことが大事であると思う。町が事前協議でどうかというよりも地元が説明会の中で意見を集約して、・・新家であろうが笠目であろうが一番問題になってくるのは、おっしゃったように吉中からの大型車の規制だと思う。大型車は入れないと思う。仮に入った時は必ず住宅等、法隆寺第1団地等から恐らく町にかかってくると思います。そこらを十分整理しておかないといけない。やはり大型車は通行できないのですから、あかんものはあかんと。それは西和警察の関係だと思いますが、あとこれから地元として協議をしていかないと、通学路の問題などが出てくる。そこらを提示しておかないと施工される業者にとっても文句を言われるとつまらないですから、ちゃんと指導してある程度歩み寄れるところは歩み寄るということをしておかないと、私は反対するとか反対しないとかでなしにちゃんとしておかないといけない。町行政がどうかというよりも地元の問題だと思います。そういうことについては整理されてから、施工業者に申し上げて最初からそういう問題をクリアしないといけないと思う。

吉川委員

今話を聞いていますと、町の方では指導として地元の同意をもらってきなさいと。それが取れてなくて起工式等をやられますと、地元としてはたまりません。町の方は指導のしっぱなしで後はどうなっ

ているのかわからんと、今の答弁を聞いているとそう受け取れる。そんな指導の仕方では指導している指導していると、強いところには弱い、弱いところには強い、やっぱり住民の方で法的にもよく知っておられる方とそのほうに精通しておられない方もおられるわけです。私は、精通しておられない方に対して、こういう方法があります、こうなさいよと、町もこういうお手伝いをしましょうと言ってこそ町民と町もうまくいくし、町行政の一番根幹を成します。今の話を聞いていたら町は指導しているけれどどうなったかわからんとという回答ですわ。そこで聞きたいのは、工事車両が通られたと、町道の補修、実際に町でお金を出してやられたのかお聞きしたいと思う。私は工事車両についても工事をやられる間はある程度許可はして上げてほしいと思う。しかしある程度町道でもいろいろあります。ダンプ10トン車が通ると2トンのダンプで何遍も行くのとでは違うと思う。そういう指導は町でちゃんとやるべきであって、許可はしたけれどあとそういう時は補修してもらいますよということで指導すべきだと思う。警察の関係ですが、確かに大型規制してあったら言いますが、その時警察から町へは何も言ってこないのですか。仮に町道が大型規制してあるけれどもそういう場合に警察から町との話し合いはあるのかどうかお伺いしたい。また町の指導についても地元の同意が完全に取れていない場合にどういう指導ができるのか、この3点を教えてください。

都市整備  
課長

開発指導要綱で求めているのはあくまでもこの事業に対して住民に公開をしていくということ。だから事務事業に対して住民に公開することについては当然その地域の住民の方に対してどういうものができるか説明して意見を聞くということで、開発指導要綱の中で謳われているわけですが、それに対してあくまで住民の同意がなかったら事業はできませんよという規程にはなっていないのです。だからあくまでも地元利害関係者等については、事業者は誠意をもって地域住民にあたると、そして合意形成を図るように努めてくださいよということになっているわけで、そうした中で住民の方から町に対し

て苦情等があればそれに対してこういう苦情が出ているのでちゃんと対応してもらわないと困るという指導をするということになっていくわけですが、それによって苦情があったから工事はストップですという話にはならない。住民にきちっと説明して理解を得るように指導しております。あくまでも住民に対する地域に対する部分については誠意を持って十分な対応をなさないと、トラブルがあった場合には事業施工者において解決を図りなさいというこういう指導になっておりますのでご理解をいただきたいと思います。

建設課長 工事車両による町道の補修の件であります。時期的にその工期であります。その補修については確認する中で、原因がその通行車両によって破損したのか、通常の形のものであったのかという状況が把握できないということがありましたので町としては復旧として町で行ったという状況です。

それから大型進入規制区域での関係ですが、特に町としては道路関係、道路の管理している関係については警察に協議されるときには地元地域の通行車両の関係での協議は同意でありますけれども、特に橋梁等がございますと加重の関係もございますので、そういった関係ではあります。通常のものについては町の協議はありません。

吉川委員 町の指導ですが、業者によっては聞いて帰られる、そして地元には説明しないでも、それでも町は指導したといわれるだけで、困るのは町民だけです。どんな事業をやるにしてもみなさんの同意を取り付けないといけません。やっぱり住民側に立った指導、考え方を持ってもらいたいと思う。指導の範囲というものはあるかと思いますが、町ができた先頭に立って中に入って取り持つだけの誠意は見せていただきたいと思う。このことについて答弁をお伺いします。

町長 吉川委員がおっしゃっていただくように9月の説明会の時に新家地域にこういう要望等があるということをも明記して相手方に詰めていく

ということを行政から聞かされた。しかし全く新家の方ではあるという話だけであって、浅井議員のおっしゃっていただくようなことも我々としてはどうしたらいいのか、笠目の地域の関係もありますということですから、その辺の調整が水利組合長とどうできたのか、その辺も聞かされていませんし、そこらを整理しないで、当然我々もそういうことについては担当の施工される業者も言うべきことは言うておかないと、業者もせっかくされるのですから、早めにそういう措置をしたほうが良いと思います。今問題になったのは12月7日の起工式で、12月8日、9日に説明会したと、その結果は我々行政の方には浅井議員から聞かされるだけの話であって、何も私は聞かされていませんし、道路の問題でも私の駅前地域は何か物を配られたということは聞いておりますが、この関係等についてもまだ起工式されただけですけれど、言うべきものは言って整理しないと、施工していくのにまた反対を挙げたら施工業者も迷惑されますから、工期が少し遅れても多少やむを得んですけれど、こういうことをやっていかないと地域の要望を十分に聞いていくことは我々の使命でありますので、当然我々としては努力していきます。

吉川委員 いろいろ難しい問題があろうかと思いますが、やはり先頭に立って中に入ってもらって、特にこの地域については駅前整備等の関係でいろいろ協力を願わなくてはならないこともありますけれど、よろしく願いしておきます。

先ほどセットバックの関係で話ですが、セットバックされた土地、寄附採納をされた場合には町でちゃんとした工事をすべきだと思います。課長がおっしゃった全然セットバックはしてくれていないけれども私有地については課長の答弁であろうかと思いますが。また自分の土地を舗装してくれというのは考えてもらわなくてはならない。しかし法に基づいてセットバックして、それを町へ寄附採納するのは大変です。それをあえてやってくれはるのだから工事くらいはちゃんと町でやるべきだと思う。これについての考え方をお聞かせください。

建設課長 今おっしゃっているセットバックの関係ですが、寄附採納をされた場合の関係について、一方で協力していただいている関係もありますので、十分もう一度部内で協議してまいりたいと思います。

吉川委員 部長にお聞きしたいのですけれど、新御幸橋の関係ですが、その後どういう状況になっているか。何か郡山土木と高田土木と協議していると、10日に協議するということでしたが、今分かっている範囲でお答え願えますか。

都市建設部長 私この前補修の関係は確かなことがあるのですが、これは補修に伴う調査を最近発注されるか、近々発注されたか、このことの件については聞いておるのですが、今おっしゃっている橋の架け替え的な話は私の方は情報掴んでおりません。

吉川委員 要望にしておきますが、私は特に今の現状を見ると、都市基盤でも申し上げましたように駅前、仮に駅舎を建て替える場合にも道が必要だと、私の考えではあの路線がメインになってくるのではないかと。あの路線から駅へ通ずる大きな道を付けなくてはならない、しかし今の現状ですと今以上に渋滞する。橋の南側の道路では河合町の道路ですが改良されて橋の架け替えをやっておられる。そしたら余計に通ると思うのです。あの状態では駅の道路をつくったとしてもその問題をある程度解決しないといけない。難しい問題ですし、県としても大きな金がかかると思う。ですから前向きにお願いせんとその時点になったら遅いと思いますので、私もできるだけ努力はしたいと思っております。町の方も是非とも力を入れていただくようお願いしておきます。

委員長 その他についてもこれをもって終了いたします。  
なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査案件申出書の

とおり、当委員会として引き続き調査を要するものとしてこのように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては継続審査の手続きをとっていただけるようお取りはからいをお願いいたします。

以上、本日の案件については、すべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長のあいさつをお受けいたします。

町 長 ( あいさつ )

委員長 これをもって閉会いたします。(午前11時14分)